

令和8年度アツギベンチャー創出支援事業 業務委託仕様書

第1 事業の目的

地域経済の活力を維持・向上させていくためには、自社の強みや地域資源を生かし、新たな事業領域や価値創出に挑戦する県内企業の後継者（事業承継の前後は問わない。以下、「アツギ」という。）を後押ししていくことが重要である。

本県では、休廃業・解散する企業が増加している今、この実行段階まで伴走する支援の強化が必要である。

このため、県内アツギを対象に、事業拡大（家業の変革を含む。）や新規事業開発等に必要な思考法の習得、ビジネスモデル構築、実証等を支援するプログラム（以下、「プログラム」という。）を実施し、新たな価値創出に取り組むアツギを創出するとともに、県内外の他アツギや金融機関・商工団体等の支援者との協働体制を構築し、アツギが新たな取組みを着実に実行へ移せるよう支援することを目的とする。

第2 業務内容

事業の目的達成に向け、次の1～5に掲げる業務及び企画提案競技時の提案書の内容に取組むこと。

事業の実施に当たっては、契約締結後に公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）と本事業受託者においてキックオフミーティングを実施し、事業の方向性や内容について協議を行い、認識を合わせた上、事業を開始することとする。

1 プログラム参加者の募集・PR

事業拡大（家業の変革を含む。）や新規事業などに取り組もうとしているアツギを対象に、本プログラムへの参加者を10名以上募集すること。

プログラム参加者の募集に当たっては、以下の注意事項を踏まえ、RYO-FU BASEと協議の上、募集スケジュールや応募条件等を決定し、ホームページにおいて公表すること。

- ・ プログラム参加者の募集期間は、最低2週間以上設けること。
- ・ 多くの応募がなされるよう、メディアやSNS等を活用して幅広くプログラムのPRを行うこと。
- ・ プログラム内容に関する説明を含むイベントを3回以上、各回異なる地域で現地開催すること。なお、オンライン同時配信や録画の後日配信を行うことも可とする。当該イベントは、県内企業だけでなく県内金融機関や商工団体など関係機関にも広く参加を呼びかけ、プログラムへの応募者推薦につながるよう工夫すること。イベントの詳細やゲスト等については、RYO-FU BASEと協議の上決定すること。また、ゲスト招へいに係る費用は本事業の委託料から拠出すること。
- ・ 効果的に応募者発掘を進めるため、佐賀県産業スマート化センターや県内金融機関、商工団体、創業支援機関などへプログラム内容や応募要件を十分周知し、連携を図ること。
- ・ 応募者全員への面談を実施すること。面談はRYO-FU BASE及び受託者が同席することにより行うこと。面談の手段は現地・オンラインいずれでも可とする。なお、応募者多数により全員に対する面談が困難な場合は、RYO-FU BASEと対応を協議の上、指示に従うこと。
- ・ 面談の結果適当と認められる参加者を10名採択すること。
- ・ なお、受託者の申し出により10名を超えて採択することも可とするが、その場合における委託料の増額には応じない。

2 プログラムの実施

プログラムの内容は、次の支援実施項目及び内容に掲げる要件を満たすこと。

なお、参加者の秩序を乱す行為がプログラムの実施に支障があると認められる場合は、RYO-FU BASEとの協議の上、当該参加者のプログラム参加を拒むことができる。

- 支援実施項目及び内容

- ・ セミナーやイベント等

「家業の5年後・10年後」を念頭に、新規事業のビジネスモデル構築や、新たな市場への参入に向けた戦略の策定、組織体制の見直し、リブランディングなど、家業の変革に向けた必要なノウハウやマインドセット等を学び、実際にアイデアを創出することを目的とする。なお、業務効率化・競争力強化のための最新技術の導入や、参加者の利便性向上を考慮し、テーマにはデジタル（生成AIを含む。）を活用するものを含めること。

ただし、実施に当たっては原則現地開催とし、異なるテーマで3回以上を令和8年7月までに実施すること。

- ・ 専門家コーチングによる事業計画書作成の伴走支援

知識等のインプットだけでなく、採択者それぞれに新規事業や家業の変革に向けた具体的な行動を促し、実行させることを前提とした上で、既存経営資源の活用による新規事業・業態転換・新市場参入に関する助言やアイデア創発機会の確保、アイデアを具体化するに当たり必要となるパートナー等の紹介及びネットワーク形成に関する助言、事業計画のブラッシュアップ、チームビルディングに関する助言、販路拡大に関する助言・紹介、新事業の社内の合意形成サポート、組織体制や生産管理の改善などに関する知見の提供等を行い、各採択者に1件以上の事業計画書（行動指針書又は企画書、これらに類するものを含む。）を作成させること。

また、受託者は、プログラム実施に当たり必要と認める場合は、先輩経営者や外部専門家等を、RYO-FU BASEと事前協議の上、招へい・参画させることができる。なお、その際の経費は本事業の委託料の中から拠出すること。

- ・ テストマーケティング支援

採択者が上記の支援に基づき策定した事業計画書について、必要に応じてテストマーケティング実施計画を策定し、想定顧客層・販路候補・アプローチ先等との接点形成を支援すること。

なお、テストマーケティング後は、上記の事業計画書に反映させるための助言等を実施すること。

- ・ コミュニティ形成

過年度の本事業参加者やプログラム外の事業承継支援機関、金融機関、商工団体等の支援者が参加・交流できるイベントを1回以上開催すること。当該イベントは現地開催とし、内容等については、事前に RYO-FU BASEと協議すること。

- ・ 各種アワード出場支援

採択者を中小企業庁が実施する「アツギ甲子園」をはじめとしたピッチイベントへ積極的に出場させるよう努め、エントリーシートのブラッシュアップやプレゼンテーション練習などの支援を実施すること。

3 成果発表イベント等の開催

セミナーやイベント等終了時点での採択者の現状と課題を確認する簡易報告会、専門家コーチングやテストマーケティング支援を経た事業計画書の発表を意味する中間報告会、そしてさらにブラッシュアップを重ねたプログラム参加者の露出拡大・新規事業等実現の後押しを目的とした、金融機関や商工団体等支援機関向け最終成果発表会を開催すること。ただし、最終成果報告会に関しては、採択者全員が一堂に会して参加する方法にて開催すること。

また、本イベントの目的達成のため、県内メディアと連携し、県内中小企業経営者や事業承継支援センター、金融機関・商工団体等の支援者が多数来場するよう、広報・集

客に努め、イベント実施後、来場者数やメディア掲載などのイベント実績について RYO-FU BASE に報告すること。

なお、最終成果発表会は現地開催とし、オンライン同時配信や録画の後日配信を行うことも可とする。ただし、イベントの内容は次の(1)から(3)を基本とし、詳細については RYO-FU BASE と協議の上、決定すること。

(1) 基調講演やトークセッション

県内外から著名な講師を1名以上招へいの上、基調講演やトークセッションを実施し、アトツギベンチャーの機運醸成を図ること。

(2) ピッチイベント

本プログラム参加者を登壇させ、ビジネスプランやプログラムの事業成果、今後の支援ニーズについて発表し、来場者等とのビジネスマッチングを図ること。

(3) 交流会

ピッチイベント登壇者と来場者等との交流促進に向け工夫すること。

4 各種広報

本事業について、ホームページ（ドメインを取得すること。）を作成し、次の(1)から(9)に掲げる内容を掲載した上、広報を行うこと。

また、必要に応じてホームページ以外の広報媒体（SNS やチラシ等）の作成や関係先への訪問などにより、効果的な広報を行い、県内企業へ本事業を周知すること。

なお、ホームページを作成・編集した場合は、事前に RYO-FU BASE と内容を協議の上、公開すること。

(1) 本事業の目的

(2) プログラムの募集に関する事項

(3) プログラムの内容

(4) プログラムスケジュール

(5) 参加者へのメリット

(6) 講師に関する情報、本事業参加者の取組み事例

(7) 本事業の活動報告

(8) 本事業の問合せ先

(9) その他 RYO-FU BASE 及び受託者において必要と判断した事項

5 事業間連携

佐賀県や公益財団法人佐賀県産業振興機構が取組む RYO-FU BASE 関係事業との連携を図るとともに、これらに関わる各種の施設や機関、団体等との連携を強化し、必要に応じて相乗効果を生み出すこと。

第3 事業の実施にかかる留意事項

1 守秘義務について

(1) 受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、配置する職員に対して、守秘義務や個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守させるとともに、事業の目的又は内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。

2 セミナーやイベント等の実施について

参加者のとりまとめ、講師との調整やセミナーやイベント等の運営に必要となる業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の運営及び撤去、当日の開催記録等については、すべて受託者の責任において行うこと。

第4 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。ただし、本事業の準備や運営について、委託契約締結以後、毎月 1 回以上、RYO-FU BASE と定期的

なミーティングを実施し、事業運営の方針や内容の理解に齟齬がないようにすること。また、ミーティングのアジェンダ及び議事録は、ミーティング実施後に RYO-FU BASE に提出すること。

第5 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで。

第6 その他

- 1 本事業に関する事務は、受託者が行う。
 - 2 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作者人格権を行使しないものとする。
 - 3 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
 - 4 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
 - 5 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
 - 6 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
 - 7 本仕様書に記載のない事項については、RYO-FU BASE と受託者で協議し、決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遗漏の無いようにすること。
 - 8 訪問先との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
 - 9 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
- なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。